

補助金申請の手順（交付までの流れ）

申請者

市

① 交付の申請

新築は着工前、建売や中古の購入は所有権移転登記の前に申請。
※ 平成 27 年度以前に着工し、28 年度に完成する場合も対象だが、表題登記の前に申請。

④ 通知書の受領

「交付決定通知」を受領してから工事に着工、建売や中古購入は所有権移転登記をする。

⑤ 工事着工（所有権移転登記手続き開始）

⑥ 工事完了と引渡（所有権移転登記手続き完了）

工事・手続きが終了し次第、「移住者住宅取得補助金請求書」を提出

⑦ 請求書の提出

⑩ 補助金を受領

⑪ アンケートの提出

交付申請書

交付決定
通知書

変更承認
申請書

変更承認
通知書

補助金
請求書

補助金

② 申請の受付と審査

受付した書類を審査

③ 交付の決定

申請内容が適正であれば「交付決定通知」を送付

※ 工事内容を著しく変更する場合は変更申請が必要

○ 申請受付・審査

○ 変更承認通知

⑧ 請求書の受領

受付した書類を審査

⑨ 補助金の交付

銀行振込で補助金を交付

⑫ アンケートの受領